



第111号

地域に夢を 企業に繁栄を

商工うちなだ

発行：内灘町商工会 令和6年4月

住所：〒920-0271 石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1

TEL 286-4200 FAX 286-4290 E-mail:uchinada@shoko.or.jp

【令和6年能登半島地震に係る支援策一覧】

補助金	石川県なりわい再建支援補助金	設備や施設の復旧に係る経費を最大 <u>15億円</u> まで <u>3/4</u> 補助	2P
	小規模事業者持続化補助金〈災害支援枠〉	被災小規模事業者による復旧や販路開拓等の事業再建に向けた取り組みを最大 <u>200万円</u> まで <u>2/3</u> 補助	2P
助成金	雇用調整助成金	一定要件で、休業手当等の <u>2/3</u> (大企業) もしくは <u>4/5</u> (中小企業)、最大 <u>8,490円/日</u> を助成	3P
解体	公費解体制度	罹災(被災)証明書で「半壊」以上と認定されたもののうち、一定の要件を満たすものについて、内灘町が所有者に代わって公費により解体・撤去する。	3P
	自費解体費用償還	罹災(被災)証明書で「半壊」以上と認定されたもののうち、二次災害防止を図るため、自らの費用負担によって、解体・撤去したものに對し、申請により費用を償還する。	3P
融資	令和6年能登半島地震災害対策特別融資	【限度額】 1億円 【金利】 <u>1.0%</u> (当初5年間無利子) 【保証料】 <u>免除</u>	4P
	令和6年能登半島地震災害マル経	【限度額】 一般マル経+別枠 <u>1,000万円</u> 【金利】 直接被害 マル経基準利率から <u>▲0.9%</u> 間接被害 マル経基準利率から <u>▲0.5%</u> ※マル経基準利率 1.30% (令和6年3月1日時点)	4P

「石川県なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建替えをしたい。壊れた施設・設備の修繕をしたいなど
事業再建に向けた取り組みを支援します。

- 【補助対象者】 令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者
- 【補助対象経費】 建物：事務所・倉庫・工場・店舗などの施設
設備：生産機械や事業に供する設備であって、資産計上してあるもの
- 【補助額】 上限15億円
- 【補助率】 中小企業・小規模事業者
⇒ 3/4以内（一定の要件を満たす場合は定額）
中堅企業
⇒ 1/2以内（一定の要件を満たす場合は定額）



※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、災害発災日（令和6年1月1日）まで遡及適用 原則として被災施設等と同等の復旧（原状回復）です。

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等が行う
事業再建の取組を支援します。

- 【補助対象者】 令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者
- 【事業の目的】 事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会の支援を受けながら
取り組む事業再建を支援
- 【補助対象経費】 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、被災した車両の購入など
- 【補助上限】 **200万円（直接被害）**
⇒ 自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合
100万円（間接被害）
⇒ 令和6年能登半島地震に起因して、
売上減少の間接的な被害を受けた場合
- 【補助率】 2/3（一定の要件を満たす場合は定額）



※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、災害発災日（令和6年1月1日）まで遡及適用

【雇用調整助成金 令和6年能登半島地震の災害に伴う特例措置について】

- **概要** 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

●対象事業主

以下の要件を満たす事業者。

- ・災害に伴い経営環境が悪化している事業者
※地震による直接的な被害そのものは経済上の理由にあたりません。

(経済上の理由の例)

- 取引先の地震被害の為、原材料や商品等の取引が出来ない。
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない。
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない。等
- ・最近1か月の生産指数が、前年同期に比べ10%以上減少している。
- ・労使間で事前に協定し、その決定に沿って雇用調整を実施すること。
- ・雇用保険適用事業主であること。

●助成額

休業手当等 4/5 (中小企業) もしくは 2/3 (大企業)
※1人1日当たりの上限は 8,490円 ※助成対象期間は1年です。



詳細はこちら▶

- **問合せ先** 雇用調整助成金コールセンター 0120-603-999

【内灘町 被災家屋等の解体制度について】

- **概要** 令和6年能登半島地震によって被害を受けた家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため内灘町が公費により解体・撤去を行う制度です。※事業所、倉庫などの非住家を含む。

制度名	公費解体	自費解体費用償還
対象者	「罹災(被災)証明書」において「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の認定を受け、一定の要件を満たすもの。	「罹災(被災)証明書」において「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の認定を受け、一定の要件を満たすもののうち、自費にて負担した解体・除去したもの。
メリット	・費用が抑えられる。	・早く解体作業が実施できる。
デメリット	・解体作業までに時間を要する。	・一時的な費用負担が発生する。 ・全額償還されない可能性がある。

公費解体：
詳細はこちら▶



自費解体：
詳細はこちら▶



- **問合せ先** 内灘町役場 住民課 076-286-6701

【令和6年能登半島地震に伴う融資のご案内】

【令和6年能登半島地震災害対策特別融資】	【令和6年能登半島地震災害マル経】
<p>●概要 令和6年能登半島地震による被災からの復旧・復興に向け、事業の再建に必要な資金及び経営安定のために要する資金を円滑に供給し、県内中小企業者の経営の安定を支援します。</p> <p>●対象者 ・セーフティネット保証4号 (地震の影響で売上▲20%) または、 ・災害関係保証(罹災証明等)かつ 施設・設備復旧の補助金交付決定 ※建物全半壊が明らかな場合は交付決定不要</p> <p>●融資限度額 1億円</p> <p>●借入条件 ・当初5年間無利子(5年経過後1.00%) ・返済期間10年以内(うち据置期間は5年以内) ・保証料免除</p> <p>●問合せ先 各金融機関</p>  <p>詳細はこちら▶</p>	<p>●概要 商工会から経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。</p> <p>●対象者 被災証明書等の発行を受け、商工会等が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う商工業者であり、直接被害または間接被害を受けた方。</p> <p>●融資限度額 通常のご融資額+別枠1,000万円</p> <p>●借入条件 ・金利(当初3年間) 直接被害→マル経基準利率から▲0.9% 間接被害→マル経基準利率から▲0.5% ・返済期間 運転資金→7年以内(うち据置期間は1年以内) 設備資金→10年以内(うち据置期間は2年以内)</p> <p>●内灘町利子補給金対象制度 当初2年間、利息の1/2を助成</p> <p>●問合せ先 内灘町商工会 076-286-4200</p>  <p>詳細はこちら▶</p>

【内灘町 被害状況】

令和6年能登半島地震に係る被害状況について、内灘町商工会は全会員618事業者にアンケートを送付し、282事業者より回答を受けました。調査結果は、以下のとおりです。(2024年3月19日時点)

令和6年能登半島地震に係る被害状況調査結果

